

解 題

一、はじめに

小平市史料集第十五集からは村の生活に関する史料を順次刊行することにし、第十五集には、「事件・事故・訴訟」に関する小川村の文政年間（一八三〇）までの史料を、第十六集には小川村の天保年間以降明治五年（一八七二）迄の続きと、小川新田、鈴木新田、野中新田の史料を収録しました。この第十七集には「事故・事件・訴訟」の最後として大沼田新田と廻り田新田の史料三二〇点を収めました。

さて、前集では小川村の組と五人組及び小川村の無法者の系譜について取り上げましたが、今回は諸般の都合で詳しく説明する余裕がありませんので、特色的な二・三の事例を紹介するに留めたいと思います。

二、盗難と博奕事件にみる小川村と近村との相違

小川村では新田開発着手後の比較的早い時期から博奕が行われ、無法者の系譜を辿ると幸八や幸蔵といった大博徒を生み出す地域的な関連があることをお話ししました。今回は史料が大変まとまって残されている大沼田新田と廻り田新田なので、村の事件・事故・訴訟について比較するのに好都合だと思います。そこで、この史料集から博奕と盗難に関する事例を表1にまとめましたので、小川村のように近隣の村でも繰り返し博奕が行われ、無法者を生み出すような環境と時代性があったのかどうか比較してみましょう。

【表1】 大沼田新田と廻り田新田の盗難・博奕事件

番号	西暦	年月	内 容
796	1804	文化元年 11 月	鈴木新田権十郎宅で廻り田新田文右衛門他 4 人博奕一件再吟味
609	1811	文化 8 年 9 月	大沼田新田草履わらじ商市兵衛金 9 両 5 貫 184 文盗難
843	1831	天保 2 年 8 月	廻り田新田忠兵衛水車小屋の衣類盗難
845	1831	天保 2 年 11 月	廻り田新田権三郎小麦 2 俵盗難
847	1836	天保 7 年 8 月	廻り田新田で南瓜盗難、盗人の脇差で疵負
855	1841	天保 12 年 9 月	廻り田新田四郎左衛門宅に盗賊
719	1845	弘化 2 年 12 月	大沼田新田佐兵衛土蔵の衣類 27 品盗難
721	1847	弘化 4 年 3 月	大沼田新田佐兵衛土蔵の衣類 28 品盗難
865	1848	嘉永元年 10 月	廻り田新田音右衛門宅で博奕
748	1851	嘉永 4 年 5 月	大沼田新田伝兵衛刀脇差盗難
871	1852	嘉永 5 年 2 月	廻り田新田太兵衛宅に押し込み強盗、衣類 13 品盗難
763	1860	万延元年 8 月	大沼田新田伝兵衛刀盗難
891	1861	文久元年 11 月	廻り田新田四郎左衛門土蔵の衣類銭盗難

当集の史料を丹念に調べてみても博奕をしていた事例が確認できるのは、文化元年（一八〇四）の史料796と嘉永元年（一八四八）の史料865の二件だけです。したがって、大沼田新田で博奕が発覚した形跡はなく、廻り田新田では武蔵野新田開発に着手した享保九年（一七二四）から八十年が経過した江戸時代後期になって、初めて博奕に関する事件が起きたわけです。しかも、文右衛門他四人の事件が起こったのは鈴木新田であり、いずれも散發的な事件で終わっています。このことから、小川村のように主要な街道に面した交通の要衝で、村の戸数ばかりでなく生産力や経済力も大きな村で博奕が行われることがあっても、近隣の村ではほとんど行われなかったものと思われます。

それに対して盗難事件は文化八年（一八一）の史料609から文久元年（一八六一）の史料891までの五十年間に十一件も起こっており、幕末の治安の悪さは一様に広まっていたことが分かります。中でも史料719・721・891の事例は最も頑丈に造られているはずの土蔵から盗まれたものであり、史料855と871は家に人が居るのに頭巾を被り抜き身の刀を持った盗賊に品物を奪われた事件であって、事件の凶悪化は時代の趨勢であって場所を問わないと言えそうです。また、嘉永四年（一八五）の史料736～746にあるように、大沼田新田には兼五郎のように村内寄り合いの席に刀を持って乱入し、狼藉を働くような無宿人が居たことが分かります。

三、大沼田新田と廻り田新田の特色的な事例

大沼田新田の最初の村方出入は『当麻伝兵衛家文書目録』の解題二章1「大沼田新田の開発と名主」で触れたように、名主役に関する争いでした。その後史料610や611に見るように文化八年（一八一）十一月には年寄伝兵衛の

娘婿で分家の佐兵衛が新規に建てた木戸に関する争いが起こります。そして、天保十二年（一八四一）閏正月の史料 660 から史料 691 までの喜助の質地出入は年寄伝兵衛と百姓五郎右衛門を相手に名主弥左衛門が起こしたもので、史料 681 にあるように一度済口証文が出されて決着を見ながら済口違変出入となって尾を引いています。また、史料 751 ～753 によると金次郎の孫で伝兵衛の親類である周蔵が嘉永五年（一八五二）二月に戸扉付の門を建てたことや酒食商のことで訴訟となっています。これらの事件は名主弥左衛門派と年寄伝兵衛派の対立の構図が見られ、大沼田新田では開発当初の名主役に関する対立が幕末まで続いていたと考えられます。

廻り田新田の事例で最も目を引くのが文化十年（一八一三）正月から十二年三月までの史料 806～830 に見られる小川新田との境出入です。この事件は鈴木新田の史料 503・504 や野中新田の史料 547 及び大沼田新田の史料 615 にも関連の史料が残されており、その数の多さに圧倒されます。事の発端は廻り田新田組頭庄兵衛が音右衛門から買い取って小川新田との地境にある並木を伐採した事に始まり、鈴木新田や野中新田をも巻き込んだ村境出入となります。その結果、史料 615 に「西縁小川新田地境ニ有レ之候うつき并みねはりより東え式間と打出し、廻り田新田鈴木新田地内迄者右道巾式間ニ極、野中新田ニ至り候而者当時有形之儘式間又者式間半之道巾ニ相用」と記されているように、改めて地境が決め直されて道巾の中に生えている樹木は一同立会いの上で伐採し、以来樹木が生育しないようにすることで決着しています。

四、武士の仕打ちに翻弄された名主

寛政九年（一七九七）五月の史料 600 に、武家屋敷に腰元奉公をしていた大沼田新田名主弥左衛門の妹すみ十七歳を、ある武士が強引に奉公を引かせて引き取って匿ってしまったという時代劇のような事件の記録が残されています。

すみは柏木村百姓仁兵衛の世話で小姓組榊原富次郎政弼まさすけの奥方の腰元として奉公していました。ところが小普請組の成瀬藤八郎忠義ただよしが五月十一日仁兵衛を見かけて、すみを小普請組の服部吉之助保吉やすよしの奥様にするからと言って給金を立替えて奉公を引かせ、引き取り匿ってしまったというのです。仁兵衛からこの話を聞いたすみの兄の弥左衛門はそんなことが叶うはずがないと十五日にも十六日も成瀬屋敷を訪ねてすみに会わせてくれと願い出しましたが、仁兵衛を連れてこなければ警え親兄弟でも会わせられないと追い返されます。しかし、仁兵衛は急病で挨拶もできない有様でどうしようもないということで、弥左衛門は小普請組頭の芝山源三郎正庸まさつねに吟味願を出しています。

この事件に関する史料は他に見当たりませんのでその後の経緯については半然としませんが、何とも理不尽な話です。そこで、『寛政重修諸家譜』と『江戸幕府旗本人名事典』で調べてみると、成瀬藤八郎はこの時四十九歳、服部吉之助は榊原富次郎の二男で二十一歳ですが、前年十二月に亡くなった服部保光やすみつ（享年 31 歳）の末期養子となって寛政八年三月に保光の二女と結婚して跡継ぎになっています。この二女は父保光が天明五年（一七八五）十二月服部保脩やすのぶの末期養子として遺跡を継いでいることから、その後に結婚して産まれたとすれば十歳以下の幼女であった可能性が高いと思われます。しかも、拝領屋敷が巢鴨火番町に在りながら寛政十一年には大久保四丁目に在る従弟の平岡弥次右衛門正善まさよし屋敷地内に当分借地住まいをしています。このことからすると、服部吉之助は父榊原富次郎の屋敷に奉公していたすみを知っていたわけで、すみも承知の上で、同僚の成瀬の仲立ちによって吉之助に囲われたのではないかと考えられます。しかし、すみには既に許婚者がいたので、兄の弥左衛門にとっては何とも理不尽で横暴な武士の仕打ちに翻弄された事件です。

五、あとがき

第十五集から刊行を開始した村の生活に関する史料の内「事件・事故・訴訟」は九〇五点に及び、三冊目の今回で終了となります。但し、村の生活には今後「御門訴事件」「村役人・村政」「結婚・相続・褒賞」「興行・行事」「生業」「市場」「災害」といったテーマを収録する予定です。

最後になりましたがこの史料集の作成に当たり、原文の解説は梅林富子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・藤井一栄の各氏にお願ひし、校訂と解説作成は榊田廣一が承りました。また、印刷のための原稿作成は古文書顧問の三野行徳が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。